

## 沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部設置要綱

### (設置目的)

第1条 本県の雇用情勢の全国並み改善を目的として、産業振興による雇用機会の創出・拡充に取り組むとともに、県民の関心を喚起し具体的な行動を促す「沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）」を円滑かつ効果的に展開するため、沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 沖縄県産業・雇用拡大県民運動の推進に関すること。
- (2) 県民運動推進の指針及び実施計画に関すること。
- (3) 県民宣言に関すること。
- (4) 県民に対する広報・啓発等に関すること。
- (5) その他、産業・雇用拡大の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長及び委員で組織する。

- 2 本部長は沖縄県知事をもって充てる。
- 3 委員は、別表のとおりとする。

### (本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総括する。

### (会議)

第5条 推進本部会議は、本部長が必要に応じて召集し、本部長が議長となる。

### (幹事会)

第6条 推進本部を補佐するため、必要に応じて幹事会を置く。

- 2 幹事会の長は、商工労働部長をもって充てる。

### (任期)

第7条 推進本部委員及び幹事会委員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

### (庶務)

第8条 推進本部の庶務は、沖縄県商工労働部において行う。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年5月24日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年8月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年5月12日から施行する。